民間調査機関による一般的生計費調査の結果

平成 22 年 8 月

## 1. 調査の目的

外務省は, 在勤手当の支給水準の妥当性を検証し, 客観性・透明性を向上さ せるため, 民間調査機関に委嘱して, 海外勤務における生活費及び民間企業の 海外駐在員給与制度等につき下記のとおり調査を行った。

#### (1)調査機関の選定

民間企業海外駐在員等の給与制度を参考として,外務省在外職員の勤務 実態を踏まえた調査・分析・制度設計の企画を公募した結果,「横河オー ガニゼーション・リソース・カウンセラーズ株式会社」を調査機関として選 定した。

#### (2)調査期間

平成22年4月~6月

# 2. 調査の内容

#### (1) 生計費調査

(ア)本邦生計費

職員の職位・家族構成に従い、複数のモデルについて、国内勤務時に おける標準的な生計費支出を調査。

(イ)諸外国生計費指数

在外公館が所在する世界各国205都市のうち,地域配分を考慮した 145都市(大使館所在地の大部分をカバー)に関する物価調査(食料 費,医療費,雑貨,交通費等々のカテゴリーに分類し,更に各カテゴリ ーについて,代表的品目の標準的な価格を調査。例えば食料品なら,肉, 魚、牛乳,バター等)を実施。

更にこれに基づき,都市毎に日本を100とした場合の生計費指数を 算出。

(ウ) 任地生計費

上記(ア)の本邦生計費に上記(イ)の指数を乗じることにより,各 任地生計費を算出。 (2)日常的生計費以外の海外赴任に伴う特有な経費

民間企業海外駐在員に支給されている諸手当(貸与・現物支給を含む) 及び福利厚生の制度(赴任時の移転経費,自動車・家具等の初期設営経費, 留守宅関係経費等に対する手当)を代表的な3都市(ワシントン,パリ及び ニューデリー)につき調査,上記(1)の日常的生計費以外の海外赴任に伴 う特有な経費モデルを策定。

(3)住宅費

在外公館所在地のうち,地域配分を考慮した135都市について,我が 国民間海外駐在員等が実際に居住する地域内で,治安や公館との近接性等を 満たす住宅の家賃水準値を調査。

### (4)新たな水準の設定

上記の現地生計費,海外赴任に伴う特有な経費及び住宅費の調査により, 在勤手当のあるべき制度・仕組みや各在勤地の在勤手当の水準を算定。

# 3. 調査結果の概要

#### (1)諸外国生計費指数

145都市の生計費指数の地域別平均は以下の通り。

なお,各都市の生計費指数は,調査機関側の固有の企業情報であるため 公表不可能。

地域	生計費指数
日本	100.0
アジア	99.5
大洋州	110.5
北米	110.4
中南米	103.6
欧州	128.2
中東	104.1
アフリカ	109.0

地域別生計費指数の平均

(注) 為替レートについては平成 22 年 1 月 4 日財務省公示第 3 号による出納官吏事務規定 第 1 4 条及び第 1 6 条の規定する外国貨幣換算率を使用。 (2) 海外生活に伴う特有な経費(コーポレートサポートと海外勤務手当) 調査対象の民間企業においては、生計費の購買力を補償する手当に加え

て,「コーポレートサポート」と「海外勤務手当」を付与することが一般的。

「コーポレートサポート」とは、任地における移動手段としての自動車 貸与又は購入費用の補助、任地住居の家具貸与又は購入費用の補助、家族の 語学学習費などを、給与や手当とは別に会社経費として現物貸与・実費弁済 するもの。

「海外勤務手当」とは、海外勤務に伴う精神的な負担に対する補償(インセンティブ)及び海外勤務に伴い「生計等では賄えないコスト」の弁済的な意味合いを持つ手当のこと。「生計等では賄えないコスト」の中には国際 電話利用増加分、インターネット利用増加分、日本語書籍・雑誌等の購入費 用などが想定されている。このような目的の処遇制度を調査対象の民間企業 の9割以上が有しており、その6割以上が手当額について日本国内勤務時の 年間給与に一定率を乗じた算定方法をとっている。

(3)住宅費

在外職員の住居手当限度額と今回提供された各在勤地の家賃水準の調査 結果と比較したところ、それほど大きな乖離はみられなかった。

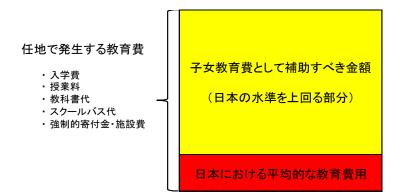
なお,各都市の家賃水準については,調査機関側の固有の企業情報であ るため公表不可能。

(4)子女教育費

調査対象の民間企業の9割以上は、海外駐在員に対して幼稚園(4~6 歳)から高校生までの子女の学費を補助。

更に、ほとんどの民間企業において補助している費用の内訳は入学金、

授業料,教科書代,スクールバス代,強制的寄付金・施設費となっている。 また,調査委対象の民間企業において,海外駐在員が日本勤務時に教育 で支出していた標準的な金額は自己負担とした上で,子女教育費することが 一般的である。



(5) ハードシップ手当

調査対象の民間企業の約9割が,海外駐在員を生活環境の特に厳しい都 市・地域に派遣する場合に何らかの形でハードシップ手当を支給している。 民間企業は生活環境の特に厳しい都市・地域への派遣に際し,まず,生 活から生じる経費増(停電,断水,物資入手困難などの状況を緩和するため の,発電機燃料代や物資送料など)について企業側が費用を負担してハード シップ要素をできるだけ排除した上で,なおかつ排除しきれない精神的負担 に対しハードシップ手当を支給している。

#### (6) 単身赴任手当

調査対象の民間企業の9割以上は、海外駐在員が単身赴任した場合に日本に残留している家族の生計費を考慮した処遇を行っている。

# 4. 在勤手当のあるべき制度・仕組み

上記,3.(1)~(3)を勘案し,国内勤務時の生活水準を維持するための 経費を以下のモデルで算定。

公務員給与(注)で不十分な部分を在勤手当で補うとの考え方。

(注) 公務員給与は下図の「月額給与・手当」及び「期末手当・勤勉手当」部分。

